

議案議第3号

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月提出

鹿児島県議会議会運営委員長 瀬戸口三郎

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会委員会条例（平成3年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第29条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

委員会の会議に関する記録の作成を電磁的記録により行うことができるようにするため、所要の改正をしようとするものである。